

# 生活困窮者自立支援制度について

平成27年5月18日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

### 4. 費用

- **自立相談支援事業、住居確保給付金:国庫負担3/4**
- **就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫補助2/3**
- **家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国庫補助1/2**

## 施行期日

平成27年4月1日

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

#### 〈対個人〉

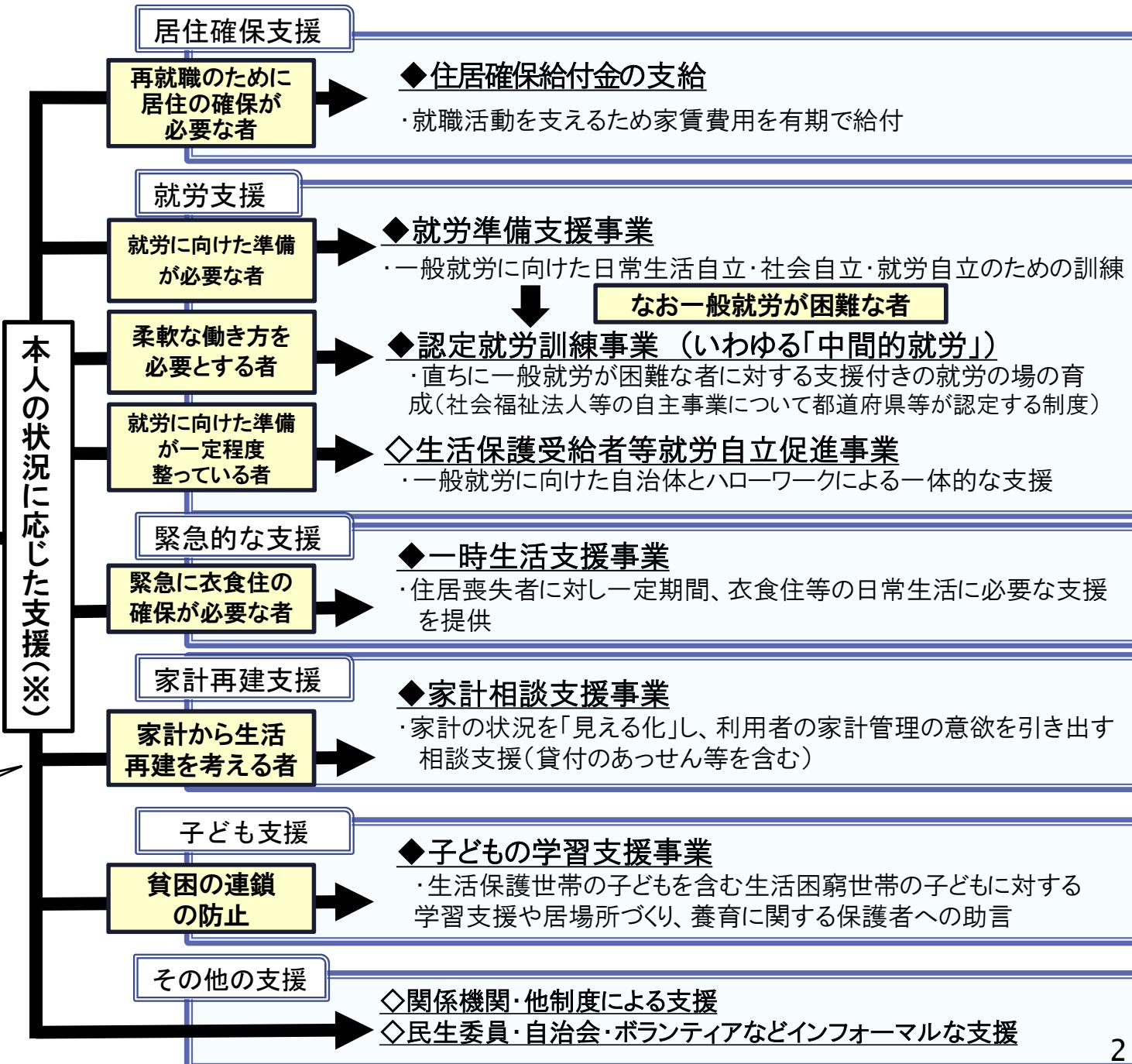
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 自立相談支援事業について

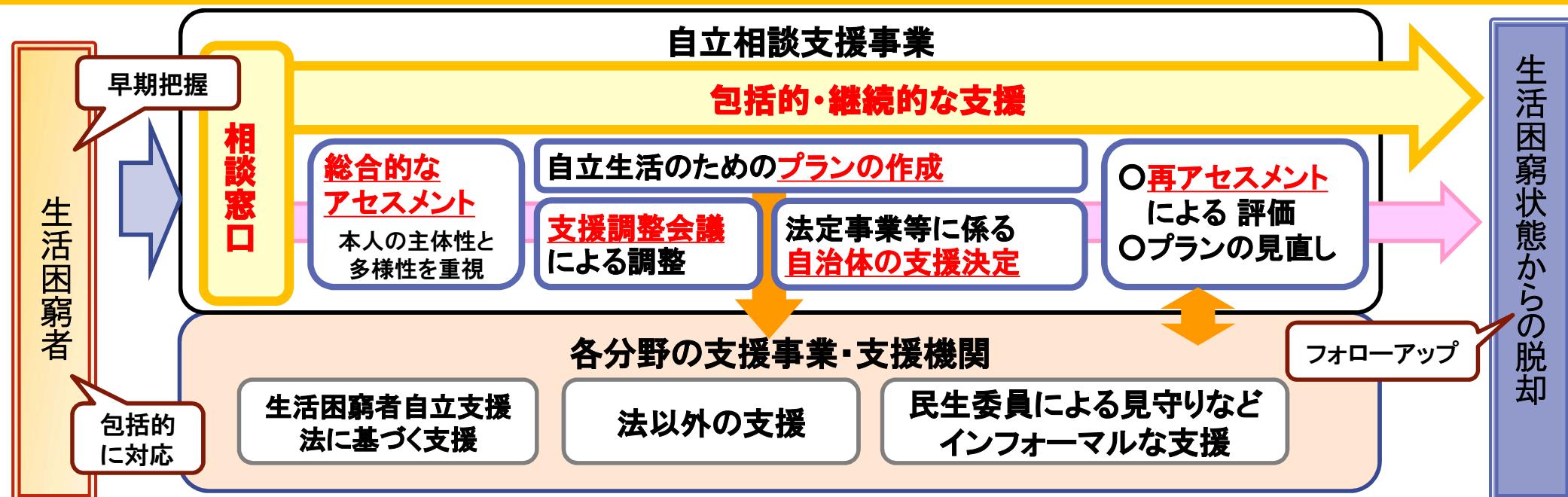
## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。

※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
- ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# 家計相談支援事業について

## 事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。  
具体的な支援業務として、
  - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
  - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
  - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

## 支援の視点

相談者自身が課題を見るようになる支援  
①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援  
②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援  
③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

## 支援の具体的効果

自分の家計の状況に  
に対する気づきと理解

家計を再生しようと  
する意識の高まり

具体的な家計の  
再生の方針や支援の  
見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる  
・家計が安定化する

再び困窮状態になる  
ことの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

## 期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

# 家計相談支援事業のポイント

- 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- 相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防する。

- 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携し、各種制度の利用に向けた支援等を行う。

- 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

# 家計相談支援事業の対象者

- 家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかつたり波があつたりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがない、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4カ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

# 家計相談支援事業と自立相談支援事業

## ① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合

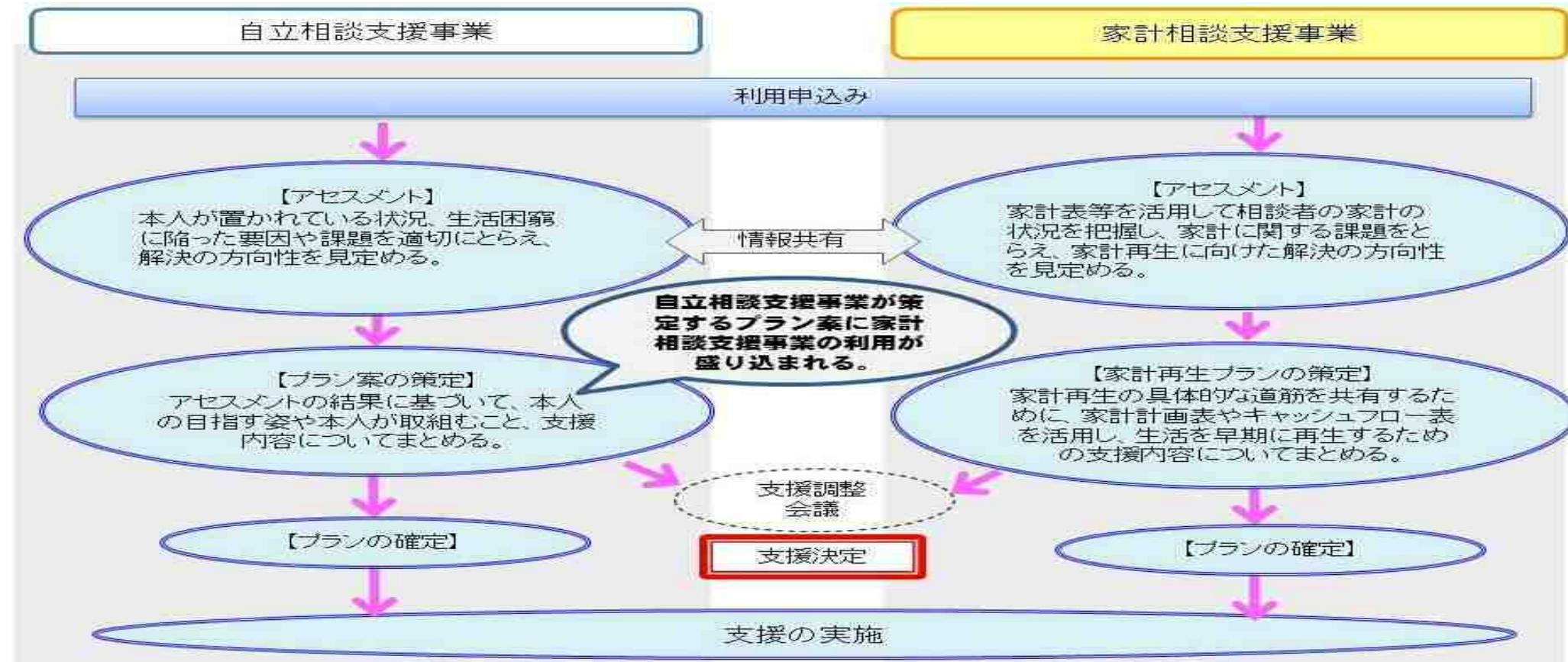
→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

## ② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

→自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。

この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインターク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

# 家計相談支援機関の運営パターン

家計相談支援事業の運営主体を判断する際には、自立相談支援事業や生活困窮者等への貸付事業との関係性も考慮することが重要である。

＜自立相談支援機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

- 相談受付やアセスメントの段階から円滑に連携を図ることができ、一体的な支援が可能となる。

【留意点】

- 家計相談支援機関と自立相談支援機関は役割分担を明確にし、業務に偏り等が生じないよう、事業の運営方法を工夫することが求められる。

＜貸付機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

- 貸付とセットで家計相談支援事業を行うことにより、家計相談支援事業を受け入れやすくなるとともに、貸付へのあっせん手続等の迅速化が期待される。
- 貸付金の償還率の向上など、貸付事業がより円滑に機能することにもつながる。

【留意点】

- 家計相談支援員としての立場と、貸付の可否を判断する立場が混合し、利益相反を起こさないよう事業運営上の工夫が求められる。

# 平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算

(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須 金 (負担)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業 (3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金 (3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業 (2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業 (2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業 (1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業 (1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業 (1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)	
合 計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。( )書は総事業費。

## 各事業の基本基準額(事業費ベース)

(単位:千円)

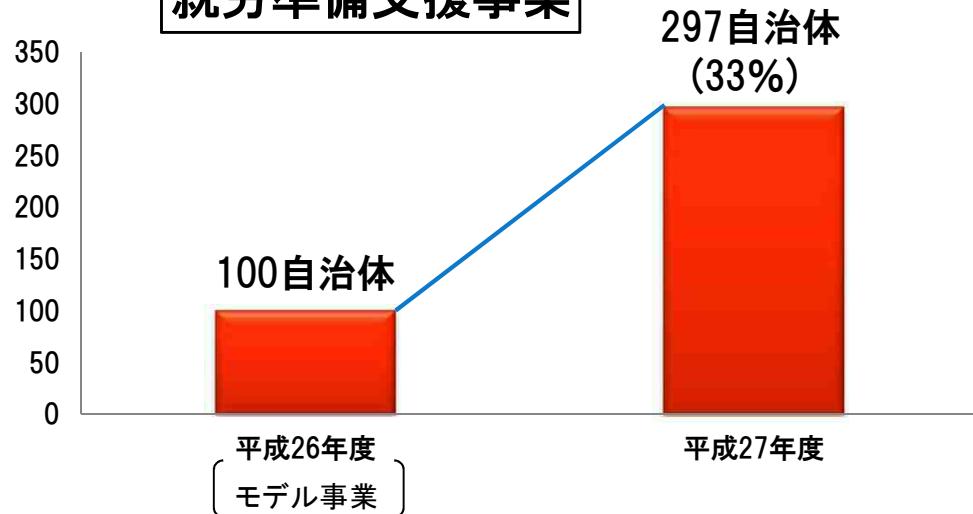
人口規模	基本基準額(案)				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	20,000 (5万人未満)
2万人以上~3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	(5万人以上)
3万人以上~4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上~5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	
5.5万人以上~7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	
7万人以上~10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	
10万人以上~15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	
15万人以上~20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上~30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	(30万人未満)
30万人以上~40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	(30万人以上)
40万人以上~50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	60,000 (50万人未満)
50万人以上~75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	(50万人以上)
75万人以上~100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	
100万人以上~200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	80,000

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

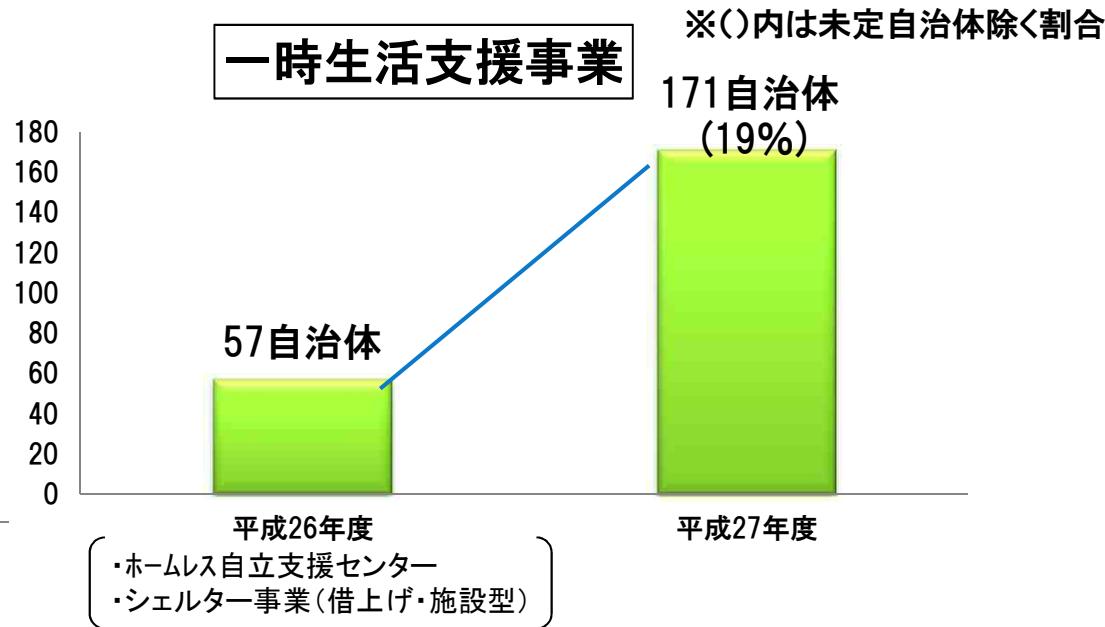
# 任意事業の実施状況について

- 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。

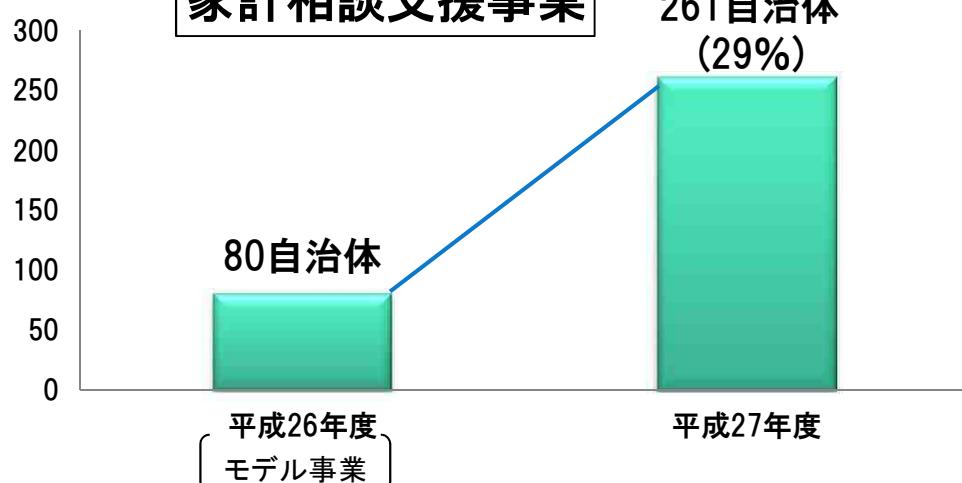
就労準備支援事業



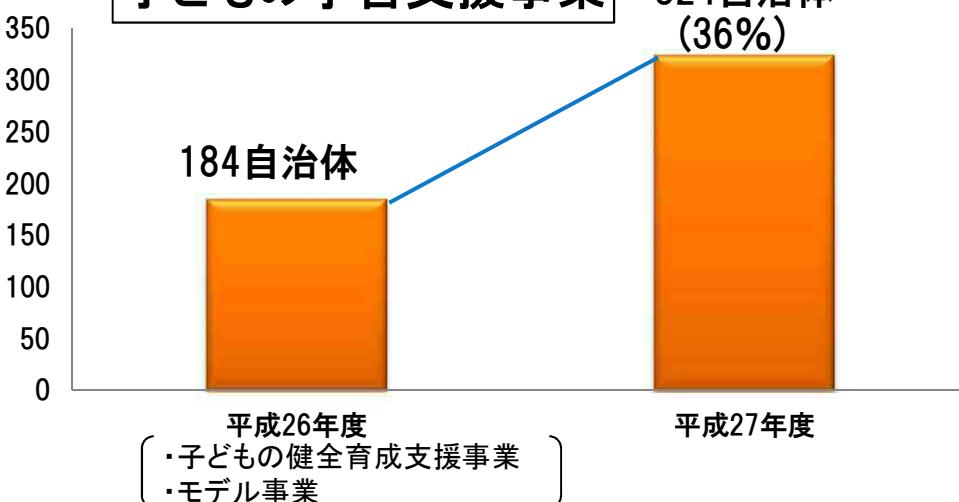
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



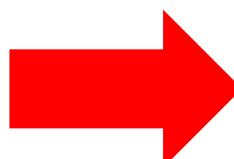
## 人材養成の取組について（26年度からの変更点）

- 平成27年度は、昨年度から開始した自立相談支援事業従事者養成研修に加え、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者研修を国が実施。
- また、各自治体においては、生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用して、それぞれ人材養成を行うことが可能。

### 【平成26年度】

- （国が行う人材養成の取組）
- 自立相談支援事業従事者養成研修

- （自治体が行う人材養成の取組）
- 各事業の従事者のほか、関係機関・  
関係者、住民等を対象にした研修等
- ※生活困窮者自立促進支援モデル事業や、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業を活用して実施することができる。



### 【平成27年度】

- （国が行う人材養成の取組）
- 自立相談支援事業従事者養成研修
  - 就労準備支援事業従事者養成研修（新）
  - 家計相談支援事業従事者養成研修（新）

- （自治体が行う人材養成の取組）
- 各事業の従事者のほか、関係機関・  
関係者、住民等を対象にした研修等
- ※生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用して実施することができる。

※平成27年度において国が行う各研修の詳細（日時・会場等）は、研修事業の受託者が決定後お知らせする。

# 家計相談支援事業従事者養成研修について

## 研修の趣旨・目的

家計相談支援事業の実施に当たっては、相談者の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取組みを行うために、単に家計に関する知識や技術を持っているだけでなく、家計相談支援のねらいや基本的な考え方を十分に理解し、具体的な支援を効率的かつ確実に実施するための、十分な専門性を有する家計相談支援員を養成していくことが重要である。

このため、国において直接・計画的に養成研修を行う。

## 研修の対象者

今年度家計相談支援事業を実施する事業所の家計相談支援員

## 研修会のスケジュール等

年3回実施

- ・ 第1回 6月29日（月）～7月 2日（木）
- ・ 第2回 9月15日（火）～9月18日（金）
- ・ 第3回 11月30日（月）～12月 3日（木）

# 生活福祉資金貸付制度の概要

## 制度概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

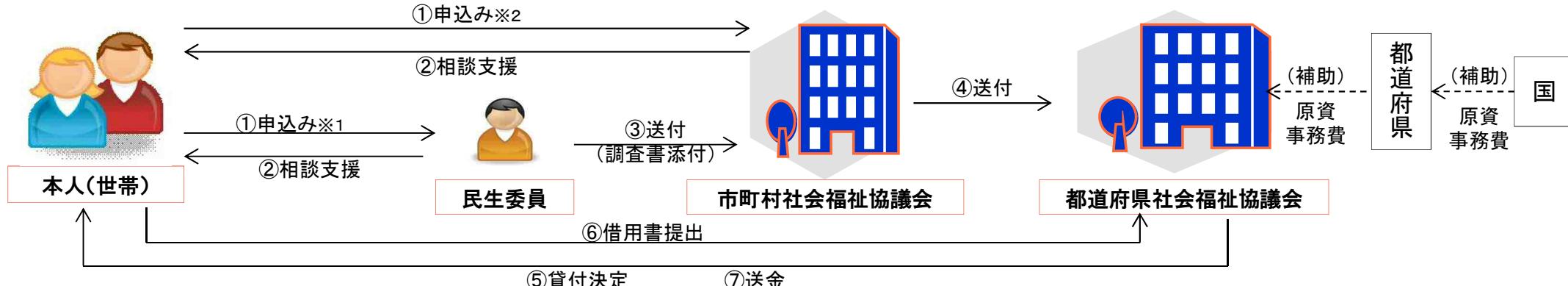
【貸付対象】  
(低所得世帯) … 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)  
(障害者世帯) … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯  
(高齢者世帯) … 65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】  
・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)  
・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)  
・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)  
・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利子】  
・連帯保証人を立てた場合 無利子  
・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子  
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート  
(H27.4.1時点 年1.15%)のいずれか低い利率

## 貸付手続きの流れ



# 生活福祉資金貸付制度の見直し概要(平成27年4月)

## ～生活困窮者自立支援制度の施行に伴う改正事項～

### 見直しのポイント

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付のみならず、新法を活用することにより、より一層効果的に、相談者の自立を図ることとする。

また、併せて、これまで社会福祉協議会等から寄せられた意見を踏まえ、所要の見直しを行う。

### 主な見直し内容

※ 次頁一覧も併せて参照

#### ① 新制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金等(臨時特例つなぎ資金を含む)の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする。(あわせて家計相談支援事業の利用が望ましい。)

※ このため、両制度における連携体制の構築が必要。

※ 既に就職が決定している者や病気等により一時的に生活費が不足する場合などについては、この限りでない。

#### ② 緊急小口資金の新法との連携による貸付事由の拡大

緊急的に支援が必要な場合に、公共料金(電気・ガス・水道・電話などのライフライン)の必要最小限の滞納分の解消などについて、新法と連携することにより貸付の対象となるよう貸付事由の拡大を図る。

#### ③ 総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

[貸付期間] 原則3ヶ月とし、最大12月(延長は3ヶ月ごと3回)までとする。(見直し前は、12月以内)

[償還期限] 10年以内 (見直し前は、20年以内)

#### ④ その他所要の見直し